

○ 財務省告示第百八十六号
 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として
 令和二年七月豪雨を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として
 指定する。

令和二年七月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

都道府県	指定地域
長野県	松本市 飯田市 伊那市 伊那市 安曇野市 上伊那郡宮田村 下伊那郡阿南町 下伊那郡阿智村 下伊那郡下條村 下伊那郡売木村 木曾郡上松町 木曾郡南木曾町 木曾郡王滝村

	佐賀県	福岡県	島根県	岐阜県	
玉名市 水俣市 荒尾市 人吉市 八代市	鹿島市	みやま市 八女市 久留米市 大牟田市	江津市	下呂市 郡上市 飛騨市 恵那市 中津川市 高山市	木曾郡木曾町 木曾郡大桑村

熊本県

山鹿市
菊池市
上天草市
天草市
玉名郡玉東町
玉名郡南関町
玉名郡長洲町
玉名郡和水町
阿蘇郡南小国町
阿蘇郡小国町
葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町
球磨郡錦町
球磨郡多良木町
球磨郡湯前町
球磨郡水上村
球磨郡相良村
球磨郡五木村
球磨郡山江村
球磨郡球磨村
球磨郡あさぎり町

鹿兒島県	大分県
曾於郡大崎町 出水郡長島町 伊佐市 志布志市 いちき串木野市 曾於市 薩摩川内市 垂水市 出水市 阿久根市 鹿屋市	日田市 由布市 玖珠郡九重町 玖珠郡玖珠町